



小豆島町耐震改修促進計画
【第3次計画】

令和4年4月

小豆島町

目 次

本編

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的.....	3
3 計画策定の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
5 対象区域・対象建築物.....	3
6 想定される地震の規模、想定される被害の状況.....	3

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状.....	6
2 耐震化の基本方針と目標.....	8

第3章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 役割分担.....	9
2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取り組み方針.....	12
3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及.....	13
4 地震時の建築物の安全対策に関する事項.....	14

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度.....	15
2 融資制度・税制度.....	16

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物.....	17
2 耐震化に努める建築物.....	17

資料編.....	18
----------	----

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人余の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の全半壊等、甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。このうち地震による直接的な死者数は約5,500人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

このため国は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に建築物の耐震改修の促進に関する法律を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

しかし、その後も平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島沖地震、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震と大地震が頻発しており、特に平成23年3月の東日本大震災は地震規模がマグニチュード9.0で、巨大な揺れと津波により、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。

また、平成28年4月の熊本地震では、震度7を2回記録するなど、猛烈な揺れが相次ぎ、約3万7千戸の住宅が全半壊するといった非常に大きな被害が発生した。

その後も、平成28年10月の鳥取県中部地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅やブロック塀の耐震対策の必要性が再認識されたところである。

一方で、平成30年には、今後30年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、この地震が発生すると、本県でも甚大な被害が発生すると想定されるとともに、令和2年にパンデミックを起こした新型コロナウイルス感染症に関しては、避難所における感染拡大防止対策のための観点から新たな避難行動（在宅避難や分散避難）が示され、住宅・建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっている。

このような背景から、中央防災会議や地震防災推進協議会において、10年後に死傷者及び経済被害額を減少させる観点から、住宅及び特定建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第6条各号に規定する建築物）の現状の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げるといった目標が掲げられ、これにあわせて耐震改修促進法が改正された。

耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の耐震化を図るため、国は基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされた。香川県においては、令和3年10月に香川県耐震改修促進計画（第3次計画）が策定されたところである。

小豆島町は、平成29年11月に「小豆島町耐震改修促進計画（第2次計画）（以下「第2次計画」という。）」を定め、令和3年度における町内建築物の耐震化率の目標を定め、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策に取り組んできたところである。

平成28年3月25日に国土交通省は、令和3年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%に設定する基本方針を示した。

このたび、第2次計画が令和4年3月をもって計画を終了することから、第2次計画における

取組の成果や課題等を検証し、国の基本方針の改正内容を踏まえるとともに小豆島町地域防災計画との整合を図って前計画の見直しを行い「小豆島町耐震改修促進計画（第3次計画）」（以下、「第3次計画」という。）を策定した。

2 計画の目的

第3次計画は、近い将来、高い確率で発生が予測されている南海トラフを震源とする大規模地震による住宅・建築物の倒壊等から人的・経済的被害の軽減を図るため、耐震改修促進法第6条に基づき、既存住宅・建築物の耐震化を促進することを目的とする。

3 計画策定の位置付け

第3次計画は、国の基本方針及び香川県耐震改修促進計画（第3次計画）（以下「県計画」という。）を踏まえて、また、本町の「小豆島町地域防災計画」に沿って作成する。

4 本計画とSDGs

ジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされている。本計画は、大規模な地震による住宅・建築物の倒壊等から人的、経済的被害の軽減を図ることを目的としており、「11 住み続けられるまちづくりを」の理念と方向性が同じであり、本計画を推進することにより、SDGsの達成につなげていく。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。なお、計画期間内における国の方針や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

6 対象区域・対象建築物

本計画の対象区域は、小豆島町内全域とし、対象建築物は、平成12年5月31日以前に着工された旧耐震基準及び新耐震基準で建てられた建築物とする。

7 想定される地震の規模、想定される被害の状況

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定(第1次公表)」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。さらに平成25年8月に「香川県地震・津波被害想定(第2次公表)」として、発生直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第3次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第4次公表）」として、第1次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推

計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

小豆島町地域防災計画では、これらの調査及び報告により、本町に影響を及ぼすと思われる地震として、①南海トラフ最大クラス（震度分布予測結果は図1）、②南海トラフ発生頻度の高い地震、③直下型地震（中央構造線）、④直下型地震（長尾断層）の4つについて、被害想定を行っている。

そのうち、最も被害が大きくなるとしている南海トラフ（最大クラス）の地震・津波による被害想定を以下に示す。

建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)		620
	液状化(棟数)		110
	津波(棟数)		90
	急傾斜地崩壊(棟数)		20
	地震火災(棟数)		200
	合計(棟数)		1,000
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)		40
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)		*
	津波(人)		50
人的被害 (死者数) (冬深夜)	急傾斜地崩壊(人)		*
	火災(人)		*
	ブロック塀等(人)		*
	合計(人)		90
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)		430
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)		50
	津波(人)		*
	急傾斜地崩壊(人)		*
	火災(人)		*
	ブロック塀等(人)		*
人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)		100
	津波による要救助者(人)		10
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)	12,000
		断水率(%)	76
	電力	停電軒数(軒)	15,000

	通信（固定・携帯電話）	停電率（％）	100
		不通回線数（回線）	4,600
		不通回線率（％）	63
		停波基地局率（％）	52
交通施設	道路（緊急輸送）	被害箇所（箇所）	20
	港湾	被害箇所（箇所）	10
生活への影響	避難者	避難所（人）	3,400
		避難所外（人）	2,300

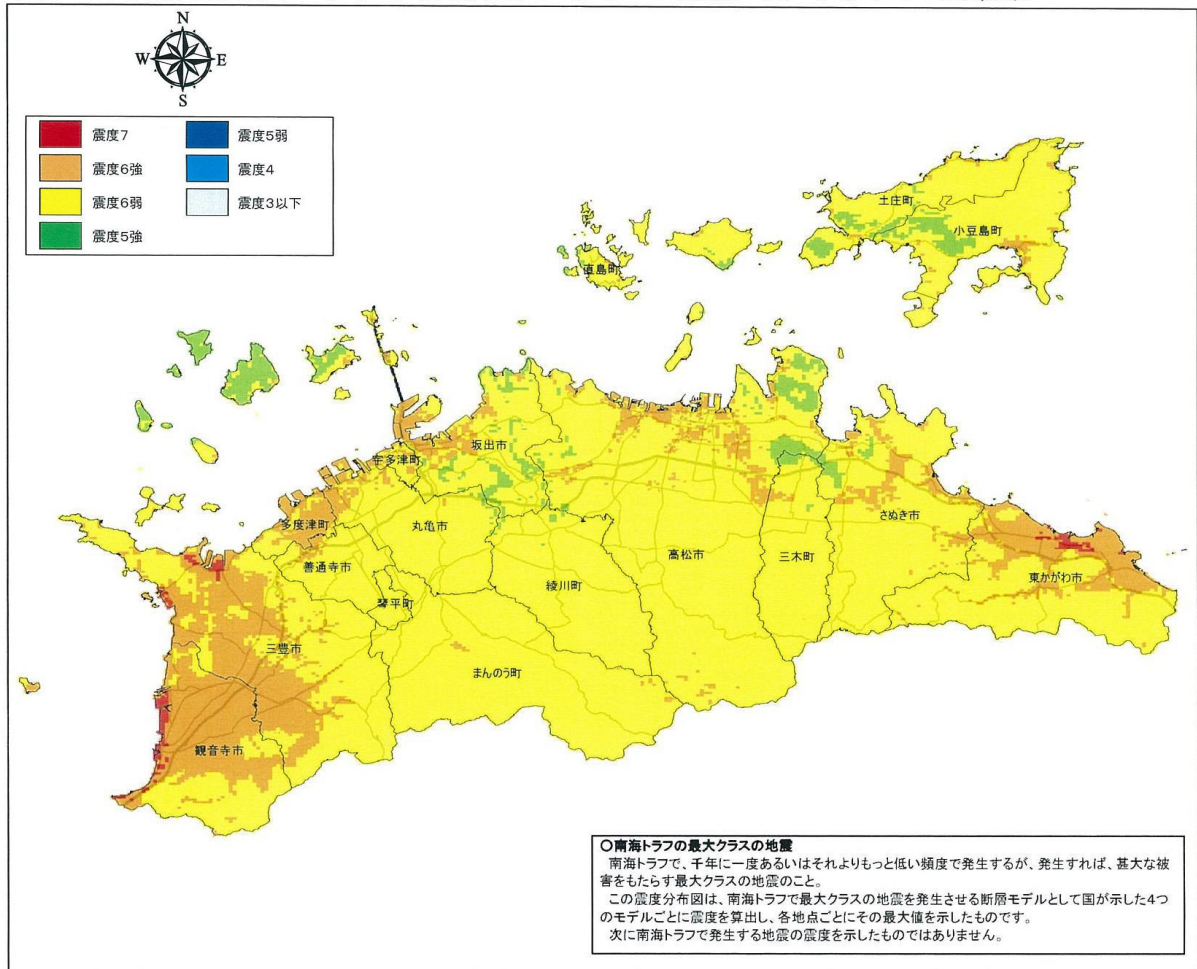
注1：「*」は少ないが被害がある。

注2：四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

出典：小豆島町地域防災計画（地震対策編）

図1 南海トラフ最大クラスの地震による震度分布予測結果

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

第2章 建築物の耐震化の現状及び目標

1 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

平成30年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）にもとづき算出した結果、小豆島町内の住宅数は約6,520戸となっている。そのうち、昭和56年以降の新耐震基準に従って建てられた住宅が約3,690戸（57%）で、それ以外の約2,830戸（43%）が旧耐震基準に従って建てられた住宅である。

そのうち、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物戸数を除くなどして推計を行うと、この約2,830戸のうち約530戸は耐震性を有していると考えられる。

以上のことから、約4,220戸（65%）が耐震性を有しており、平成30年度末の住宅耐震化率は65%とした。

平成30年度末の住宅の耐震化の現状（全国平均、香川県平均との比較）

	小豆島町	香川県平均	全国平均
総戸数	6,520 戸	39.8 万戸	—
耐震性あり	4,220 戸	32.8 万戸	—
耐震性なし	2,300 戸	7.0 万戸	—
耐震化率	65%	82%	87%

(2) 民間特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第6条に定められている特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物については、地震時の被害が甚大になる恐れがあるため、重点的に耐震化する必要がある。

本町にある民間特定建築物は下表のとおりであるが、耐震化の状況については、関係機関と連携し、調査を進めるとともに耐震化促進の啓発を行うものとする。

民間特定建築物の耐震化の現状（棟数）

区分	昭和57年以降①	昭和56年前②	②の内耐震性有③	総数 ①+②= ④	耐震性有 ①+③= ⑤	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
学校・福祉施設	2	0		2	2	100
医療施設	3	3	1	6	4	67
ホテル・旅館等	2	2		4	2	50
事務所・銀行・店舗等	3	3	1	6	4	67
合計	10	8	2	18	12	67

(3) 町有建築物の耐震化の現状

町が所有している建築物については、耐震改修促進法第6条に定められている特定建築物以外の建築物でも、防災上重要な施設や市民の集まる施設が多くあり、特定建築物以外の建築物も耐震化状況を把握し、耐震化を図る必要がある。

主に町民が利用する町有建築物の耐震状況は下表のとおりである。耐震改修工事が必要であった学校施設、福祉施設、町営住宅についてはすべて工事が完了し、それぞれ耐震化率は100%となっている。

庁舎についても、平成30年度に新庁舎への移転が完了したため耐震化率が100%になっているが、各地区公民館の耐震化が遅れている状況である。

全体の耐震化は下表のとおり98%になっている。

町有建築物の耐震化の現状(棟数)

区分	昭和57年以降①	昭和56年以前②	②のうち耐震性有③	総数①+②=④	耐震性有①+③=⑤	現状の耐震化率(%)⑤/④
防災拠点施設(庁舎)	3	0	0	3	3	100
学校・幼稚園校舎	5	7	7	12	12	100
学校屋内体育館	4	2	2	6	6	100
福祉施設(保育所など)	4	5	5	9	9	100
市民が集まる施設(公民館体育館など)	12	9	4	21	16	77
町営住宅等	54	121	121	175	175	100
合計	82	144	139	226	221	98

2 耐震化の基本方針と目標

(1) 基本方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者・管理者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と意識して取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みを支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や施策を行い、町民の自主的、主体的な取り組みを促進する。

(2) 緊急輸送路沿いの建築物

香川県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路のうち、町内の道路（以下緊急輸送道路」という。）沿いにある民間建築物等の耐震化を積極的に促進する。

※ 緊急輸送道路とは、地震発生時の人命救助及び災害応急対策を実施するための要員並びに生活物資、復旧資機材等の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路である。

緊急輸送道路

- ① 第1次輸送確保路線・・・広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第2次輸送確保路線・・・町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第3次輸送確保路線・・・第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路

(3) 耐震化率の目標

一般住宅の耐震化率の現状は65%程度と、全国平均82%や香川県平均82%と比較して低く、国の基本方針並びに県計画による目標耐震化率は90%であるが、小豆島町は令和7年度までの目標値を83%に設定する。

民間特定建築物の耐震化率の現状は、67%となっていることから、国・県と同様に目標耐震化率96%以上の達成を目標とする。

一方、町民が利用する町有建築物について、現状の耐震化率は約98%である。

今後計画的に耐震改修を実施し、令和7年度末の耐震化率の目標は95%に設定する。

耐震化率の現状と目標

区 分	耐震化率	
	現状	目標(令和7年度)
住 宅	65%	83%
民間特定建築物	67%	96%
町有建築物	98%	100%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 役割分担

香川県、小豆島町、建築関係団体および建築物の所有者は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、建築物の所有者とともに、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(1) 県の役割

① 香川県耐震改修促進計画の策定

- 県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するための県計画の策定
- 施策等の進捗状況の検証及び分析結果等の公表並びに見直しや更新
- 市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等の促進
- 特定既存耐震不適格建築物の所有者に行う指導・助言・公表等の実施
- 「香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」※1（以下「アクションプログラム」）のPDCA監理・とりまとめ調整

※1：補助事業を実施する市町が住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画

② 耐震診断、耐震改修の促進

- 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する間接補助も含む。）
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修への間接補助
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断への間接補助
- 安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の所管行政庁への報告の義務付け、結果の公表
- コンクリートブロック塀などの倒壊防止対策の指導
- 窓ガラス、外装材、内装材、広告塔等（以下「窓ガラス等」という。）落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- 大規模空間に係る天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6mを超える天井の部分で、水平投影面積が200㎡を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡を超えるもの。）の脱落防止対策
- 建築設備の耐震対策の指導
- 家具の転倒防止対策の啓発
- 法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- 法に基づく建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

③ 普及、啓発等

- 相談窓口の設置及び運営

- 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- 耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- 耐震化に関する情報の提供
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、備蓄、非常用持出品の準備など防災意識の向上を図る県民向けの講習会の開催

④ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- 耐震診断・耐震改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・耐震改修の講習会や耐震改修の工法の普及
- 「低コスト工法」※2の普及啓発
- 市町との連携体制の構築による耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- 市町への技術的支援のための、県に耐震化相談窓口を設置
- 市町が行う施策への協力や市町間での情報共有
- 建築関係団体が行う施策への協力
- 耐震診断・耐震改修を実現可能な事業者の名簿の作成及び縦覧

※2：低コスト工法とは、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が巨大地震時の災害軽減に向けた主要な取組みとして評価を行う木造住宅に対する安価な耐震改修工法や低コスト耐震補強推奨ルートの採用による設計のことを指す。また、「低コスト工法」の実績を客観化するには、耐震改修工法は、「木造住宅 低コスト 耐震補強 の手引き」において、評価番号が A であり、かつ実験実施機関が名古屋工業大学である工法を指すこととし、補強設計は、同手引きで示される「詳細法」あるいは精密診断法を用いた方法としている。

(2) 町の役割

① 耐震改修促進計画の策定

- 地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- 町計画に基づく施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- 小豆島町地域防災計画で定める避難路の指定と状況の把握
- 支援制度の創設の検討
- 「アクションプログラム」の策定とPDCAの実行（取組み、進捗状況の把握や検証）

② 耐震診断、耐震改修の促進

- 町有建築物の耐震診断、耐震改修の実施
- 民間住宅の耐震診断、耐震改修等への補助
- 民間施設の危険なブロック塀等の撤去への間接補助
- 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力

○家具の転倒防止対策の促進

③ 普及、啓発等

- 耐震化に関する相談窓口の設置及び運営
- 耐震化に関する情報の提供
- 自治会組織や自主防災組織を活用しての耐震化の啓発
- 建築士をはじめとした専門家に個別に相談できる機会の定期的な提供

④ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
- 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等の連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報の実施
- 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- 自治会との連携及び相互協力
- 各地域の実情に応じた耐震診断・耐震改修を担う人材育成
- 自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、学校等地域に根ざした共同体との連携構築

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、専門的知見や人材ネットワークなどを活用し、県と連携を図りながら、各種施策への協力を行う。

① 耐震診断、耐震改修の促進

- 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- 県及び所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- 家具の転倒防止対策の指導への協力

② 普及、啓発等

- 相談窓口の設置及び運営
- 耐震化に関するパンフレット等の配布
- 耐震化に関する情報の提供

③ 技術者の養成

- 耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催など会員の技術力の向上
- 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、地震発生の危険性やその予測される程度などを、正しく知り、普段から

どのように備えておけばよいのか、知っておくほか、所有建築物の耐震化に努める。

① 耐震診断、耐震改修等の実施

1人ひとりが地震発生の危険性やその予測される程度などを正しく知り、普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくように努める。

- 住宅・建築物の耐震診断
- 耐震診断の結果に応じた耐震改修
- 総合的な対策としてコンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ブロック塀などの安全点検
- 建築設備の耐震対策
- 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策の実施

2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 町が実施する事業

① 町有建築物の耐震診断及び耐震改修

- 公民館の耐震診断、改修の実施

② 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

- 民間住宅の耐震診断・改修等への補助（耐震性がない住宅の簡易な耐震改修費用や耐震ベッド及び耐震シェルターの設置費用に対する補助も含む。）
- 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介
- 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- 緊急輸送道路及び避難路の沿道地域

緊急輸送道路とは、県が、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するもので、小豆島においては以下のように指定されている。

【第1次輸送確保路線】

路線名	区 間
国道436号	土庄町～小豆島町安田

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。
(内海港、土庄港)

【第2次輸送確保路線】

路線名	区 間
国道436号	小豆島町安田～福田
県道坂手港線	小豆島町安田～坂手

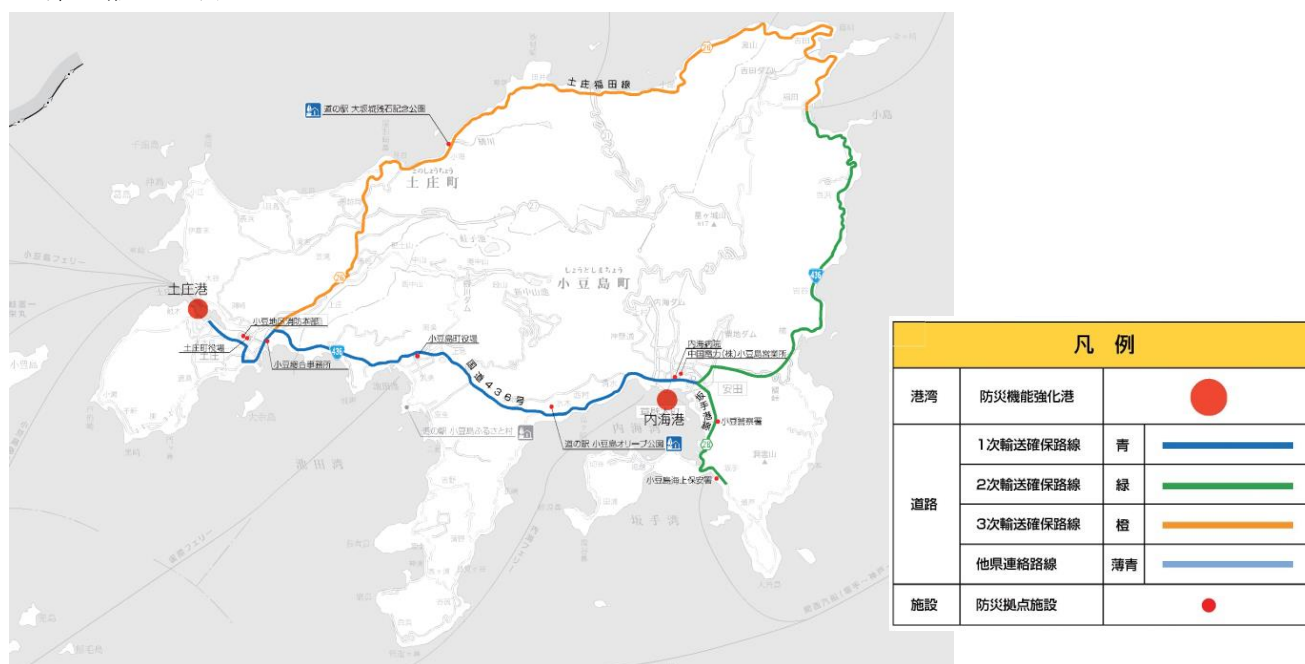
【第3次輸送確保路線】

路線名	区 間
県道土庄内海線	土庄町淵崎～小豆島町福田

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
内海港	地方港湾	香川県	草壁地区	→国道436号
土庄港	〃	〃	土庄町 大木戸地区	→畝木臨港道路→県道本町小瀬土庄港線→国道436号

緊急輸送道路図



(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- 住宅
- 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- 災害時に避難者収容施設となる学校、体育館等
- 災害時に救護施設となる病院
- 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建築物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- 緊急輸送道路
- 避難路（小豆島町地域防災計画に定める避難路）

3 耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供の充実

耐震診断及び耐震改修の啓発並びに知識の普及を図るため、住宅担当部局に耐震診断相談窓口を設置し、住宅・建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発を行う。また、県が行う建築士による無料相談会について、小豆島地域においても平成28年度

から実施されており、県と協力のうえ今後も定期的に開催する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

県が作成する住宅・建築物の耐震化に関する各種パンフレット等を庁舎窓口等に掲示し、また町ホームページ、町広報紙を利用し、支援制度や耐震改修の方法等について、町民に広く啓発・普及していくように努める。

(3) 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、地盤の揺れやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震防災マップ」を作成し、ホームページに公表するとともに全世帯に配布する。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事を単独で行うことは、費用負担も大きいことから、リフォームと併せて実施することが有効な手段となる。このため耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や啓発に努める。

(5) 低コスト工法の普及をはじめとした町内技術者の養成

より安く、最小限の工事で、また住みながらの工事を可能とし、デザイン性も高い、それによって安全性・安心感を得られるなど、住宅所有者の意向に寄り添った耐震改修を提案するため、「低コスト工法」をはじめ、多種多様な耐震改修工事の手法を習得した技術者を多く育成するため、技術者向けの講習会を開催するとともに、県行政職員や事業者等との情報交換・技術力向上のための勉強会を行う。特に「低コスト工法」を活用することのできる改修事業者の育成には、引き続き重点的に取り組む。

(6) 自治会組織、自主防災組織等との連携

地震対策は「自らの命は自分で守る」、「自らの地域は皆で守る」ことが原則であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町は、自治会組織や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため必要な支援を行い啓発等に努める。

4 地震時の建築物の安全対策に関する事項

また、平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では体育館の天井が落下し負傷者が出た。最近では、平成17年3月の福岡県西万沖地震、同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や屋根ふき材・天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されている状況である。このため、町においては、県と連携し安全対策の啓発を行う。

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒や窓ガラスの破損により多くの死傷者が出た。また、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震によ

りブロック塀が倒壊し、2名が死亡する被害が発生した。

コンクリートブロック塀が倒壊した場合、避難路を塞ぎ、避難や救援活動の妨げになるとともに、下敷き等になり死傷する可能性がある。このためコンクリートブロック塀の倒壊の危険性を町民に周知し、啓発を行う。

(2) 天井材、窓ガラス、外壁等の非構造部分の脱落防止対策

昭和53年6月の宮城県沖地震や平成17年3月の福岡県西万沖地震では、窓ガラスが破損、落下して多くの負傷者が発生した。また、平成13年3月の芸予地震及び平成15年9月の十勝沖地震では体育館の天井が落下し負傷者が出た。

こうした非構造部材の脱落防止対策のため、県や消防部局に協力し、所有者への指導・助言を推進する。

(4) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に防災上重要な施設については、避難所等としての機能を維持するため、構造体と同様に建築設備についても耐震化を図る必要がある。このため、建築設備の耐震化の重要性について町民に周知し、啓発を行う。

(5) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については、地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては死傷する可能性がある。このため、自治会組織や広報紙を通して、身近な住宅の耐震対策として家具の固定等の転倒防止対策を促進する。

(6) エレベーターの地震防災対策

平成21年9月施行の建築基準法施行例の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められている。そのため、エレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、県や建築関係団体と連携を取り、建築物の所有者等に既設のエレベーターの改修や安全装置の整備の必要性など、啓発を行う。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

町は、平成12年5月31日以前に着工された旧耐震基準及び新耐震基準で建てられた木造住宅について、国土交通省所管の住宅・建築物耐震改修等事業の助成制度や県の補助制度を活用し、町予算の範囲内で耐震診断・耐震改修の助成を実施する。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 融資制度・税制度

(1) 融資制度

耐震改修に要する経費について、住宅の場合は独立行政法人住宅金融支援機構において、また建築物の場合は日本政策投資銀行において融資制度があるため、その活用が図られるよう周知に努める。

(2) 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として下記のものがあり・その活用が図られるよう制度の周知に努める。

対象	主な要件等
改修	<p>◇耐震改修促進税制</p> <p>○住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税： 令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）をその年分の所得税から控除 ・固定資産税： 令和4年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額（特に通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額） <p>○建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税： 法により耐震診断が義務付けられている建築物で耐震診断が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（耐震改修工事費の25%が限度） <p>◇住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税： 10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

第5章 町有施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設について、優先的に耐震化を図る。

(1) 避難場所に指定されている施設

○公民館、集会所等

(2) 要援護者施設

○社会福祉施設

2 耐震化に努める建築物

(1) 特定建築物(耐震改修促進法第6条各号に規定する建築物)

特定建築物の管理者は、建築物の耐震改修促進法第6条に基づき当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ当該建築物について耐震改修を行うよう努めることとされている。本計画の第2章、建築物の耐震化の現状と目標を念頭に置き、耐震改修促進法に基づき、積極的に耐震診断を実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案のうえ、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。

資料編

1 関係法令

○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(市町村耐震改修促進計画)

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1)・(2) 略

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 略

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

1 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

2 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

3 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- (3) 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- (4) 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3～5 略

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)

(耐震不明建築物の要件)

第3条 法第5条第3項第1号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和56年4月31日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年6月1日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第137条の14第1号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が2以上ある建築物にあつては、当該2以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

(1)～(3) 略

(通行障害建築物の要件)

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又

は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が12メートル以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が12メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(2) その前面道路に面する部分の長さが25メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を2・5で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

(2) 診療所

(3) 映画館又は演芸場

(4) 公会堂

(5) 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

(6) ホテル又は旅館

(7) 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

(8) 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

(9) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

(10) 博物館、美術館又は図書館

(11) 遊技場

(12) 公衆浴場

(13) 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

(14) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

(15) 工場

(16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

(17) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

(18) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の

合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

(1) 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートル

(2) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数2及び床面積の合計1,000平方メートル

(3) 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル

(4) 体育館 階数1及び床面積の合計1,000平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。